

道志村過疎地域持続的発展計画

自 令和 3 年 4 月

至 令和 8 年 3 月

山梨県南都留郡道志村

目 次

1	基本的な事項	頁
	(1) 道志村の概況	1～3
	(2) 人口及び産業の推移と動向	3～5
	(3) 村行財政の状況	5～6
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	7～8
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
	(7) 計画期間	8
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
	(1) 現況と問題点	10
	(2) その対策	10
	(3) 計画	10
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	10
3	産業の振興	
	(1) 現況と問題点	11～12
	(2) その対策	12
	(3) 計画	13～14
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	14
4	地域における情報化	
	(1) 現況と問題点	15
	(2) その対策	15
	(3) 計画	15
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	15
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
	(1) 現況と問題点	16
	(2) その対策	17
	(3) 計画	17～18
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	18
6	生活環境の整備	
	(1) 現況と問題点	19～20
	(2) その対策	20

(3) 計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	21
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	23
(3) 計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	28
(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	29
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30

13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	31
(3)	計画	32
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	32

※事業計画（令和3～7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分	33～37
----------------	-------

《参考資料》

過疎対策事業計画	令和3～7年度
----------	---------

道志村過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 道志村の概況

ア 村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本村は山嶺に囲まれ、峠越えによる交通手段しかない孤立した地域であったにもかかわらず、村内の数カ所から土器などが出土しており、古くから住人の生活が営まれたと推測される。

明治5年1月の区政実施により南都留郡第3区に属し、同9年10月山梨県32区に改編された。そして、明治22年市町村制実施に伴い村制が施行され「道志村」が誕生し今日を迎えている。

本村は、山梨県の東南端に位置し(東経139度2分、北緯35度32分)、神奈川県と境を接し、丹沢山地の一部を領域し通称裏丹沢と称されている地域にあり、南は丹沢山塊大室山1,587mを界として神奈川県山北町と、北は道志山塊御正体山1,682mを隔てて都留市、上野原市と、西は丹沢と道志山塊を結ぶ山伏峠1,190mを画して山中湖村と、東は道志、丹沢両山塊と道志川下流開口部両国橋を結ぶ県境をもって神奈川県相模原市と5市町村に隣接する東西28km、南北4kmの帯状の道志七里と呼ばれる山村である。

本村の総土地面積は79.68㎏で、このうち山林が93.8%を占め、内38.4%が横浜市水源涵養林となっており農用地はわずか1.0%にすぎない。地質的には、御坂層群を基岩とする礫土及び壤土と丹沢山層石英閃緑岩を基岩とする砂土及び壤土との対峙態勢を示し、農作物の生産性は比較的低い地質である。気象は、本県でも寒暖の差が比較的小さい多雨地帯に属し、年平均降雨量は2,087mm、年平均気温12.1℃であり概して低温多雨で比較的しのぎ易い地域性を有している。

村の中央部を流れる道志川は、西端の山伏峠より発しこれに集まる百余りの枝沢はまさに葉脈の様相を呈し、溪谷美を映し東端の県境を超えて相模湖に注いでいる。水質は極めて良質で地域住民はもとより横浜市の上水道水源として利用されている一方で、アユ、ヤマメ等の溪流の釣場として、地域の潤いの場として村の大切な財産となっている。

明治時代以降、道路の整備には多大な努力が払われ、大正、昭和に入り道坂トンネル・山伏トンネルが相次いで開設され、第2次大戦時に開削された津久井～山中湖線とともに村の生活幹線道路の基礎を作った。そして、昭和23年全村に電灯が行き渡り、同25年に都留市との間にバス路線が開通したことにより、次第に僻村感は払い拭わされた。

本村はもともと薪、炭などの林業を主体とした現況収入と、わずかな耕地からとれる農作物を自家用とする暮らしが営まれていたが、昭和30年代のエネルギー革命によって薪、炭の需要が減少し林業収益が低下するなかで現金需要が増加したため、高収入を求めて労働力が村外へ流出し過疎化が進行した。昭和40年代より工業を誘致すると共に、学生民宿村の導入による観光振興で、第2次、第3次産業の育成に努める。しかしながら、昭和50年代の石油ショックによるわが国経済の低迷は、本村内中小産業に大きなダメージを与え弱小企業が自然淘汰された。そして、昭和57年幹線道路が国道413号に昇格され道路整備が一段と進み相俟って村外への就業機会が容易となるなかで、次第に周辺都市に就業の場を求めた通勤者が増加している。一方高齢化は急速に進展し、若者の減少は地域の活力に大きな影響を与えるものと危惧されるとともに、高齢者の福祉対策、基幹産業である農林業の振興、観光産業の新たなる発展の方途、そして住民の定住基地として安全で健康で豊かな生活空間をどのようにして創造していくか、

水源地としての社会的自覚をもって住民の生活基盤を確立することが望まれている。

本村は、首都圏の近接する自然に恵まれた地域特性をもち、西に富士五湖、東に相模湖と有数の観光地に隣接する立地条件を備え、関東でも有数の清流道志川の源流地域にあり、水清き・緑濃い、清々しい地域として注目されている。また、明治 30 年に横浜市の水源地になったことにより、水を縁とした友好関係も以来長く続いている。このような地の利、余暇時間の増加、自然志向の追い風に乗って、地域の期待もますます大きなものとなっている。

本村は「人と自然が輝く水源の郷 ～住んでみたい村 住んでよかった村～」を目指し、健康で安全で豊かな生活空間をどのように創造していくか、美しい自然環境をどのようにデザインしていくのかまた、広域化に伴う市町村間の連携による事業の推進、公共施設の整備といったハード面だけでなく、結婚相談事業、生きがい対策、医療支援や福祉サービスの向上といったソフト面での推進と水源地としての社会的自覚をもって地域づくりに取り組む重要な時期にあると考えられる。

イ 村における過疎の状況

本村は、古くから単一の村として存在し、大正 9 年の人口は 2,854 人でその後大きな変化はなかった。しかし、昭和 10 年頃より漸増し、戦後のベビーブームの時代には増加傾向にあり、昭和 30 年に最高の 3,372 人まで増加したが、昭和 30 年を過ぎ、高度経済成長期に既存産業の衰退もあって若者層を中心とした労働人口の流出等があり、人口は急激に減少するに至った。昭和 46 年以降、国の経済が安定成長期に入ると共に、本村の人口の減少も鈍化してきたが、教育水準が向上するにつれ、進学と卒業後の就職のために離村する傾向を示し、現在では急速な人口減少が進んでいる状況にある。年令別人口の推移をみれば、昭和 35 年の年少人口が 41%であったものが昭和 50 年には 27%になり、平成 2 年 21%、平成 17 年 12%、平成 27 年 10%と減少を続けている。一方高齢人口は昭和 35 年 7%、昭和 50 年 12%、平成 2 年 18%、平成 17 年 27%、平成 27 年には 33%と増加し続け高齢化は今後更に進展するものと予想される。

過疎地域の指定を受け、過疎計画に基づく生活道路網の整備、農林業の生産基盤の整備、生活環境関連施設の整備、福祉施設の整備、観光及びレクリエーション施設整備、情報通信基盤整備等を積極的に推進し、健全な地域社会の形成に向け着実にその成果をあげてきた。

しかし、依然として若者の減少は続いており、少子化と共に高齢化が加速されている状況は、地域活力の低下を招くものとして危惧されているが、大都市圏に接近し自然に恵まれた当地域にとって、社会の基調に大きな変化がみられるなか、人間らしい一時を過ごす潤いの空間として山村の果たす役割が見えてきており、近隣都市からの転入者の増加を目指す施策が求められている。

今後、水源地や溪流の積極的な保全、活用と美しい景観の形勢、救急救命体制の確立や災害対策備品の充実、医療や福祉サービスの向上などによる、安心・安全なむらづくりを推進しながら本村の発展につなげていくものとする。

ウ 産業構造の変化

本村の産業構造を産業別就業人口比率で比較すると、昭和 35 年第 1 次産業 67.0%・第 2 次産業 18.7%・第 3 次産業 14.3%と農山村型の形態を成していたが、平成 27 年には第 3 次産業 52.8%・第 2 次産業 37.5%・第 1 次産業 9.7%となり、順位が逆転した。

第 1 次産業である農林水産業は、エネルギー革命により林業は衰退したが、農業については交流促進施設「道の駅どうし」において、従来は自家消費として栽培していた農作物の流通経路が確保されることにより、生産意欲が向上され、村の活性化施設の一つとなっている。

第 2 次産業は、現在は製造業と建設業を主体に村の経済の中心的役割を担っている。しかしながら、製造業においては優秀な労働力を求め、村内有力製造業の村外進出と相まって、村外周辺都市への通勤者の増加が顕著である。建設業においても村外企業・労働者の流入が見受けられるが、村外への出稼ぎ状況もある。

第 3 次産業は、観光的サービス産業を中心としたキャンプ・民宿等と、商業を軸として従事者数、生産額ともその比率を高めている。特に最近、オートキャンプ場の利用客は年中を通して増加している。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本村の人口は、明治 22 年の村制施行以来大きな変化は無かったが、昭和 10 年頃より緩やかに増加しつづけ、昭和 30 年には最高の 3,372 人に達した。しかし、昭和 35 年の 3,108 人から減少を続け、高度経済成長期は、既存産業の衰退もあって若者層を中心に京浜地区などへの転出が相次ぎ昭和 60 年には 2,141 人と大きな減少となった。近年本村の豊かな自然を求めて新たな転入者もみられるようになり、平成 2 年は 2,150 人、平成 7 年は 2,153 人と人口は安定傾向にあり、今後も横ばい状態の傾向が続くものと予想されたが、平成 17 年は 2,051 人、平成 27 年には 1,743 人と急激な減少をしてきた。

年齢階級別から推移すると、昭和 35 年の若者比率は 18.4%、昭和 50 年には 20.9%、平成 2 年 16.4%、平成 17 年 16.0%、平成 27 年には 5.5%と減少し、一方高齢者比率は昭和 35 年に 7.2%、昭和 50 年には 11.5%、平成 2 年 17.9%に、平成 17 年は 27.0%に、平成 27 年には 33.0%と急激な進展を見せて若者比率の低下と高齢者比率の上昇が続いており、早い速度で高齢化が進んでいる。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年			昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	3,108	2,424	△22.0	2,150	△11.3	2,051	△4.6	1,743	△15.0		
0 歳～14 歳	1,275	658	△48.4	444	△32.5	252	△43.2	180	△28.6		
15 歳～64 歳	1,609	1,485	△7.7	1,320	△11.1	1,246	△5.6	987	△20.8		
15 歳～ 29 歳 (a)	572	509	11.0	353	△30.6	328	△7.1	95	△71.0		
65 歳以上 (b)	224	281	25.4	386	37.4	553	43.3	575	4.0		
(a) / 総数 若年者比率	18.4	20.9	—	16.4	—	16.0	—	5.5	—		
(b) / 総数 高齢者比率	7.2	11.5	—	17.9	—	27.0	—	33.0	—		

表 1-1 (2) 道志村の人口の将来展望 (道志村人口ビジョン)

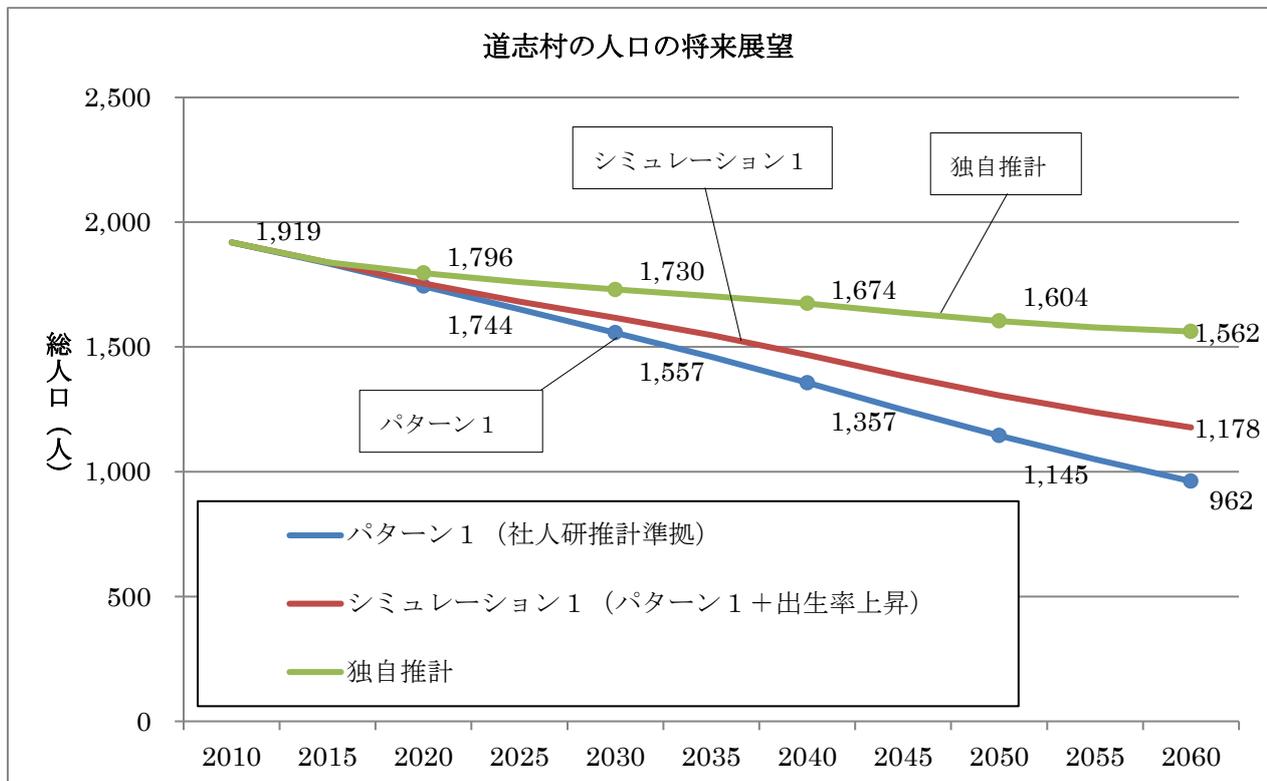


表 1-1 (3) 産業別の人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	人 1,459	人 1,196	% △18.0	人 1,138	% △4.8	人 1,064	% △6.5	人 944	% △11.3	
第 1 次産業 就業人口比率	% 67.0	% 19.2	—	% 11.6	—	% 11.4	—	% 9.7	—	
第 2 次産業 就業人口比率	% 18.7	% 57.0	—	% 52.1	—	% 40.4	—	% 37.5	—	
第 3 次産業 就業人口比率	% 14.3	% 23.8	—	% 36.3	—	% 48.2	—	% 52.8	—	

(3) 村行財政の状況

高齢化をはじめ社会経済の変化や住民のニーズの変化、多様化が進んでいる今日、行政需要は着実に増加・複雑化している。また、厳しい財政事情のなか、これまで以上に機能的で創意に満ちた行政運営を進めることが要請される。平成 28 年度から令和 2 年度には、情報告知端末機の更改、消防・防災施設の強化、小児医療費の助成、高齢者福祉の向上、小中学校の建て替え等を行い、また、道志の湯、水源の森、道の駅どうしなどの観光施設の整備改修、運営改善、事務事業の見直し等を行い、行財政改革に取り組んできた。しかし、生活基盤である道路、公共交通、簡易水道、福祉保健施設など社会基盤の整備については、改善されてきてはいるが、住民からの要望が多いため、今後も整備を進めていく必要がある。特に、生活圏が拡大し広域行政の重要性はますます期待されるものと思われるため、共通課題、目的に対して、都県を超えた幅の広い連携を積極的に推進する必要がある。

現在、本村の行政組織は村長部局 4 課及び教育委員会、議会事務局、出納室で構成され、行政の運営を行なっている。しかし、住民の行政に対する需要の多様化複雑化するなか、職員 1 人あたりの事務量の増加・専門化が進むのに加え、新しい事業の拡大により臨時雇用の恒常化が進み、処遇面などでの課題が生じている。そのため今後は、なお一層の事務事業の見直しを行うとともに、職員の能力の向上を図り、事務処理の能率化を進めるほか、新たな行政課題を展望しつつ行政組織の活性化を図ることが必要となっている。

本村の財政は、現在一般会計と 7 つの特別会計による財政運営を行っており、令和元年度の財政状況は、財政力指数は 0.18、実質公債比率 8.8%、経常収支比率 92.9%となっている。今後、庁舎建設等によって公債比率が上昇していくものと考えられ、義務的経費の抑制等、なお一層の管理的経費の節減に努めるとともに、投資的経費についても事業の見直しを行い計画的に実施していかなばならない。

表 1-2 (1) 村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	令和元年度
歳入総額 A	2,129,287	2,523,275	1,967,019	2,058,839
一般財源	1,415,318	1,157,175	1,270,486	1,362,693
国庫支出金	49,082	453,898	143,496	71,083
都道府県支出金	142,104	130,567	83,483	76,944
地方債	225,032	343,800	142,700	164,614
うち過疎債	145,032	185,800	106,800	99,100
その他	297,751	437,835	326,854	383,505
歳出総額 B	2,048,850	2,406,600	1,876,584	1,933,214
義務的経費	775,589	643,899	658,801	740,834
投資的経費	343,674	836,242	233,162	214,462
うち普通建設事業	343,674	836,242	227,007	172,973
その他	929,587	926,459	984,621	977,918
過疎対策事業費	282,795	377,273	242,591	160,939
歳入歳出差引額 C (A-B)	80,437	116,675	90,435	125,625
翌年度へ繰越すべき財源 D	0	15,213	18,748	34,308
実質収支 C-D	80,437	101,462	71,687	91,317
財源力指数	0.204	0.20	0.18	0.18
公債費負担比率	19.7	12.8	15.8	21.5
実質公債費比率	7.1	6.6	5.5	8.8
起債制限比率	5.5	4.7	4.6	6.0
経常収支比率	81.5	76.6	77.9	92.9
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	1,968,854	2,470,038	2,757,921	3,216,822

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度 末	平成 2 年度末	平成 12 年度 末	平成 22 年度 末	令和元年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	30.6	12.0	18.4	19.12	16.00
舗装率 (%)	29.6	48.6	55.6	61.31	65.37
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	55.0	10.0	35.9	212.4	634.8
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	5.0	14.0	17.1	6.8	7.0
水道普及率 (%)	86.8	84.1	88.7	90.8	89.8
水洗比率 (%)	29.3	60.1	84.7	78.0	78.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0
	5	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本村は、昭和 45 年に過疎地域の指定を受け、過疎計画に基づく総合的な過疎対策の推進により、住民生活を支える交通基盤や情報通信基盤整備、上下水道等の生活環境整備、医療、福祉の確保、防災施設整備、産業振興等に一定の成果を上げている。また、地域の特性を活かし都市との交流事業、企業やNPO 団体による森林整備、若者定住促進住宅の建設など新たな過疎対策の取り組みが展開され、観光や保養等の交流人口の増加と、定住へのめばえなど新たな変化が起こりつつある。

しかしながら、平均寿命が延びる一方で少子化が進み着実に少子高齢化が進みつつあり、農林業の不振、雇用の場の不足、生活交通の不足など課題を抱えている。また、景気の悪化により製造業の不振が進み、地場産業は存亡の危機に面している。明るい将来を感じさせることができる目に見える施策の実行が今求められている。

このような状況の中で、清流と緑豊かな森林などの本村の特性を生かし、村民生活の向上、産業の振興に加え、京浜地区の水源地としての機能を十分に発揮しながら、都市との共生を図っていかねばならない。また、これらの施策の推進にあたっては、ハード・ソフト両面にわたる施策に時代潮流を踏まえつつ取り組み、長期的視野に立った地域社会の形成を積極的に推進していくものとする。このような観点から、本村における過疎対策は、まち・ひと・しごと創生による道志村総合戦略などとの整合性を図り、道志村長期総合計画の基本構想の指向する方針に基づき、次の事項を基本的な方向として取り組んでいくこととする。

ア 地域の持続的発展

過疎地域において住民が安心して生活を送るには、環境・福祉・医療・教育・文化等あらゆる生活環境整備が必要である。今までの過疎対策事業により施設等の基盤整備は進んできたが、地理的条件、農林業の低迷により雇用の場の減少が著しいため、人口の減少速度が急速な原因の一端になっている。このため引き続き基盤整備、防災施設整備、福祉、医療の整備、既存施設の整備による有効活用等を積極的に行う。また、過疎地域持続的発展特別事業として、生活交通の確保、観光産業の振興、企業誘致、防災対策、上下水道の改善、移住・定住促進、婚活、結婚相談、出産、子育て、教育、高校就学助成等の支援、医療・福祉サービスの向上など世代を超えて安心して暮らせるむらづくりを行い地域の持続的発展に努める。

イ 産業の振興

本村の過疎対策において産業振興は課題である。就業の場の不足による若年者の流出が過疎化の要因であり、地域活力を減退させている。今までの過疎対策事業により整備した「道の駅どうし」は、本村を訪れる人に憩いの場を提供するとともに、村の特産物の販売や観光情報をはじめ様々な情報を総合的に紹介するインフォメーションセンターとして親しまれ、また、農林水産物・花卉類等の流通消費の拡大を図るとともに、雇用の場を創出している。近年、観光客数の増加により道の駅の利用者が増えているため、今後も、特産物の充実を図り、さらなる集客数の増加と雇用の拡大を図っていく。また、今後は、農林産物生産の効率化を図り、観光業と関連付けた農林業経営を推進し、魅力ある産業として確立するとともに、後継者の確保・育成に努める。また、雇用の拡大や所得の向上の有力策として、サテライトオフィスを核とした優良企業の誘致を積極的に進める。さらに本村の持つ、豊かな自然を活かした観光施策を進め、地域資源の魅力、特性を有効活用した地域づくりを展開する。

ウ 土地利用及び施設整備

土地は、快適・安全な生活と経済活動を支える基盤になっている。本村は、清流と森林に抱かれた自然豊かな村で、村民の生活・産業に加え、京浜地区の水源地として、また、都市住民の自然活用型の観光レクリエーション地域としての機能を担っている。山地が大部分を占め、平坦地が乏しく集落が分散している。そのため、生活環境整備、防災、産業振興、公共用地の確保など様々な面で土地に関する制約があり、土地利用はむらづくりの大きな課題となっていることから、土地利用規制も視野に入れながら土地の有効活用を行っていかねばならない。また、施設整備については、既存施設の維持管理、修繕を確り行い活用するとともに、企業等の施設についても地域にあった有効活用を行う。

エ 地域経営等持続的発展

本村では、平成 20 年度から役場職員による地域担当制を行っている。「自助」「共助」「公助」の考えの下で、「地域の特色づくり」「地域課題の解決に向けた取り組み」について、地域と行政が一緒になって話し合い、考え合い、地域の自主的な取り組みによる地域づくりを行っている。また、平成 21 年に光回線を整備し、村内各戸や公共施設に情報告知端末を設置した。これにより、地域住民への情報提供が迅速かつ容易になった。告知端末機では高齢者世帯や独居老人、要介護者及びその介助をする方への呼びかけや相談を行う事業を実施し、安心して暮らせるむらづくりを推進している。また、本計画においては、都市部住民に対し、移住・定住を促進するため、移住者支援、移住サポート事業等を行い、人口減少対策を推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

道志村人口ビジョンでは将来人口の見通しを記載しており、合計特殊出生率が 2025 年に 1.77、2030 年に 1.96、2035 年に 2.15、2040 年に 2.36 まで上昇し、かつ社会増に転じるという仮定のもと、2060 年の将来人口を 1,562 人と推計している。

道志村人口ビジョンに示された 2060 年の姿を達成するため、本村ではまち・ひと・しごと総合戦略を策定し、施策に取り組んでいるが、本計画についても、とりわけ人口に対する目標については同様であることから、道志村まち・ひと・しごと総合戦略の目標値を基本目標とする。

項目	単位	現状 (R2)	目標 (R7)
移住者の増加	人	年間 8	年間 8
合計特殊出生率	%	0.78	1.77

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の進捗管理は毎年度行い、計画の達成状況の評価については、道志村まち・ひと・しごと総合戦略の目標値と同じことから、計画期間終了後にまち・ひと・しごと総合戦略会議で行うこととする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「道志村公共施設等総合管理計画」においては、今後厳しくなる財政状況の中で、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととしており、次の基本方針をあげている。

公共建築物に関して

- ・総量（総延床面積）の縮減
- ・ライフサイクルコストの縮減
- ・指定管理者や PFI 等の PPP 手法の活用

インフラ施設に関して

- ・ライフサイクルコストの縮減

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性等については、「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、適切に維持管理を図るものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本村は、道志川の水を供給していることから、古くから横浜市との関わりが深く民間施設による横浜市民優待や、水源林の視察、森林・林業体験、農作物収穫体験、横浜市新任教諭の初任者研修など年間を通して多くの横浜市民が来村し、村民との交流が行われている。また、横浜市内に「道志村情報館」を設置しており、村との関わりの案内や移住案内等を行い、人口増加を図っている。

また、「納涼盆踊り花火大会」「清流の花火大会」などの観光イベントが定着し、村外から多くの来訪者が訪れ、県内外との交流が活発化している。今後は、SNS等を活用しながら都市住民等への情報発信を行い、さらなる交流人口の増加を図り、地域住民の暮らしやすい村を目指しつつ、移住支援センターの運用や空き家バンクを活用し、移住・定住につなげるための施策を実施し、人口増加の推進に努めていく。

また、サテライトオフィスを核とした村の資源を活用し、地域の特性に十分配慮した企業誘致や創業支援を推進し、就労の場の確保、若年者等の定住促進を積極的に進める。

(2) その対策

- 1 各種交流事業の推進を図る。
- 2 道志村情報館や移住支援センター運用及び空き家バンクの活用を行い、都市住民への移住サポートを推進する。
- 3 サテライトオフィスを核とした村の資源を活用し、地域の特性に十分配慮した企業誘致や創業支援・定住促進を推進する。
- 4 郷土を誇る魅力ある若者の育成と総合的な定住対策の促進を図る。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	サテライトオフィス事業 移住支援センター運営 移住定住促進事業 道志村情報館運営 空き家バンクの登録・利用促進	村 〃 〃 〃 〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等に関しては、「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

本村は山間地域のため平地が少なく、村政施行当時は自給としての農耕のほか、養蚕と林業により生計を立てていた。このように農業生産基盤が脆弱であることに加え、昭和30年頃からのエネルギー革命による薪炭需要の減退、低価格な輸入木材の流入に伴う国産材価格の低下などにより第1次産業が衰退し、さらに、昭和40年代の工場誘致や学生村の開村などで離農者が増加していくとともに、第2次、第3次産業への比率が徐々に高まり今日に至っており、現在ほとんどが農業以外の収入を主とする第2種兼業農家となっている。

第1次産業は、経営耕地面積が、全村面積の0.3%で、経営耕地の内訳は、田が70.4%、畑が22.2%、樹園地が3.7%となっており、僅かな農地のなかで本村農業は自家消費型栽培がほとんどであり、農家数は減少し、農家1戸あたりの経営規模も零細な状況にある。また、離農に伴う農地の遊休地化や隣接地の開発による生産環境の悪化がみられ、農地および農業生産環境の保全が必要となっている。93.7%を占める山林を資源とする林業では、後継者の不足に加え、不在地主が増加し、森林施業が年々困難な状況となっている。また、横浜市の水源地であり、豊かな森林を保有する村として保水力のある健全な山林を維持していかなければならないなかで、山林所有者の高齢化、後継者の森林整備意識の低下が著しく、村内全域で荒れた山林が増えてきている。こうした中、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、森林整備を支える林業就業者の居住する地域の林業を活性化するとともに、村民の森林と森林整備の重要性に対する理解を醸成しつつ、居住区周辺の山林の整備、森林整備の基盤づくりを推進する。その一環として、平成23年度より、村内の間伐材を集積し、市場や「道志の湯」等へ販売する「木の駅」事業が開始された。これにより、今まで山林内に放置されていた間伐材に価値が見いだされ、森林整備の促進につながり始めている。また、近年では鳥獣による森林や農産物への被害が深刻化しており、猟友会による捕獲や鳥獣防護ネットでの進入防止対策を実施しているが、年々被害は増加傾向にあるため今後も対策を続けていく必要がある。今後は、遊休農地の活用、森林資源の新たな活用によって、村民の糧と成りうる先の明るい状況が必要である。内水面漁業について、道志川及びその支流である多くの沢の清流は、ヤマメ、イワナ、アユ等の宝庫として知られてきた。そして、溪流釣の良場として多くの釣客を集める重要な観光資源となっている。第1次産業全体で高齢者が多く、新規の担い手や後継者が不足しており、第1次産業が衰退していかない施策を実施することが重要である。

第2次産業の本村の純生産に占める割合は大きい。しかしながら、工業立地としては水源地であるなど不適當な要素が多く、交通条件の改善と共に村外企業への通勤者が増加しその依存度を高めている。本村の工業は、昭和42年に最初の工場誘致が実現したほか、村内資本による企業が設立されたことにより発展し、昭和50年代には村民所得の重要な部分を担ってきたが、現在は減少傾向にある。地方企業は慢性的な優良労働力不足に悩まされ村外進出に活路を求めるに至っている。昨今の厳しい経済情勢は、村の中心的産業である製造業の今後の経営の難しさを予想させ、今後の地域を支える新産業の萌芽、成長が待たれるところであり、起業家の育成とともに課題となっている。建設業について、土木は主として村内の公共土木事業、建築は主として村内外の住宅建築・改築事業に当たっているが、今後は経営の合理化や技術水準の向上などさらなる企業努力が望まれる。

第3次産業については、就業者が昭和55年の29.3%から平成27年の52.8%に増加し、本村経済の中心的役割を担うようになってきた。特に本村の観光は、県内でも屈指の水質を誇る道志川の清流など豊

かな自然環境、京浜地域から 70 km圏内で、さらに富士五湖や相模湖など既存の観光地に隣接する立地条件にあり、加えて横浜市の水道水源を縁とした歴史的な深いつながりをもつ社会的条件などのなかで、観光客は増加しつつあり、村の経済を支える重要な柱となっている。本村の観光への取組みは、昭和 40 年代に開始したテニス民宿の導入を契機に、釣客や登山客をも対象とした民宿・旅館が開業されてきた。また、道志川沿岸などに多様なキャンプ場が開設され、現在その数は 40 施設を超え、日本全国でも有数のキャンプエリアを形成し、観光客の増加につながっている。これまで、各種事業を導入し、フィッシングセンター、水源の森、道志の湯、道の駅どうし、みなもと体験館や遊歩道・登山道などの野外活動施設等の観光産業を積極的に育成すべき施設整備が行われた。今後は、農業地、森林資源、清流を活用し地域性を活かした観光産業を進め、既存観光施設の改修、観光ルートやサービス施設の整備など受入れ環境の向上を図り、観光客の増大に努めることが必要である。本村の商業は、地形的な制約や集落の分布形態などにより、商店街や大規模店の立地はなく、小規模な店舗が村内各所に点在しているが、道路の整備や自家用車の普及による村民生活の広域化等が村外への購買力の流失を増す結果となっている。今後、観光の振興と本村を訪れる観光客や通過車両の増加が見込まれることから、交流・移動人口に対応した商業活動を誘導していくことも必要である。

(2) その対策

- 1 産業の振興及び土地の有効利用を図るため、その基盤整備を促進する。
- 2 豊かな森林と農地を保全し、景観の向上、実りある生活の推進を図る。
- 3 木材集積場である木の駅を整備し、受け入れ態勢、市場等への流通先を開拓し、林業の活性化を図る。
- 4 農林業の生産施設・加工施設の整備を推進する。
- 5 豊かな自然につつまれた、自然文化のふれあいの場となる、総合的・体系的な交流施設の整備促進を図る。
- 6 既存観光施設の維持管理及びリニューアル整備を行う。
- 7 溪谷美を活用した溪谷・登山道・林間遊歩道による、観光へのアプローチを図る。
- 8 魅力ある観光ルートの形成やサービス施設の整備など、観光客の受入れ環境の推進を図る。
- 9 広報活動やイベントの実施による、村の認知度向上を図る。
- 10 各種団体への補助により活力あるむらづくりを実現する。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	川原畑用排水路 L=200m	村		
		神地向用水路 L=300m	〃		
		農村災害対策整備事業負担金	県		
	(4) 地場産業の 振興 生産施設	森林環境譲与税事業対象外地森林整備	村		
		育苗施設整備	〃		
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン	富士の国やまなし観光施設整備事業 観光施設整備	〃		
		観光施設等維持管理事業			
		公衆トイレ維持管理事業 観光施設維持改修	〃 〃		
	(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業 第1次産業	農業振興事業 中山間地域等直接支払交付金	〃		
		鳥獣害防止施設等設置補助	〃		
		観光	道志村観光広報促進事業		
			観光キャラバン事業	〃	
			ガイドマップ作成事業	〃	
	その他	道志村単独補助金事業			
		商工会運営補助	〃		
観光協会運営補助		〃			

		みなもと体験館 道志・久保分校運営補助	〃	
		子ども農山漁村地域協議会運営補助	〃	
		清流の花火大会開催補助	〃	
		道志体験農園運営事業	〃	
		森林居住環境整備事業		
		木の駅運営業務委託事業	〃	
		創業支援助成金	〃	
	(11) その他	鳥獣害防止施設整備事業 L=1,500m	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等に関しては、「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施する。

「道志村交流促進施設（道の駅）」、「道志の湯」、「道志森のコテージ」等は、本村の主要産業でもある観光の振興をはかるために重要な施設であるため、利用動向を見ながら維持・更新を図っていく。

(5) 産業振興促進事項

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
道志村全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本村の情報通信施設は、防災行政無線を平成 21 年度にデジタル化に改良を行い、災害時等には村内各所に設置してある子卓に対し放送を行い、住民等へ即時情報の周知を行っている。また、平成 21 年度には地域情報通信基盤整備を行い、村内に光ファイバー網の整備と行政情報提供システム及び GE-PON 設備を整備し、告知端末機を各戸に設置した。この光ファイバー網を情報提供業者に貸し出すことにより、ブロードバンドの提供も全村で行われている。また、平成 30 年度には告知端末機の機器更改を行い、行政情報提供システムをクラウド上にリプレースすることにより、キャリア網を用いて個人所有のスマホでも情報を受け取ることも可能になった。

情報通信機器が飛躍的に発展を続ける今日、地域においても高度情報化への対応を行わなければならない。今後は、整備した施設を最大限活用するためにも、情報発信に努めるとともに、先進技術の導入及び活用をし、暮らしの充実を図っていくことが村民生活の基盤として重要である。

(2) その対策

- 1 情報化時代に対応するため、地域情報通信基盤の整備及び活用を図る。
- 2 設備した施設の維持・管理を行い、必要に応じて設備の修繕・更改を行う。

(3) 事業計画（令和 3～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線（同報系）親卓設備の更新	村	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	情報通信施設管理事業	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等に関しては、「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施する。

光ファイバーに関しては、情報格差解消のため、村内全域にある光ファイバー幹線の修繕、保守点検を行い、計画的な更新と予防保全型の管理運営を行うことで、費用の平準化、施設の長寿命化を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

周囲を高い山が囲こみ、集落も点在する本村にとって、便利で安全な道路交通の確保は村の発展に欠かせない大きな問題であり、集落相互間の移動、情報の交換が生活を維持していくために必要条件となっている。このため他の市町村にもまして交通と通信の整備を積極的に進めなくてはならない。

本村の幹線道路としては、村の中央部を東西に貫く国道 413 号と、その枝線である主要地方道都留・道志線があるだけで、各集落はほとんどこの道路に沿って点在しており、いずれも村民の生活と経済を支える生命線として重要な役割を果たし、本村にとって最重要道路となっている。

国道 413 号は、京浜地域と富士五湖地域を結ぶ観光道路として利用されており、富士山が世界遺産登録されたことや圏央道が整備されたこと、また、東京 2020 オリンピック自転車ロードレースの競技会場になったことによって、年々、県外車やバイク・自転車等の交通量が増加している。当該道路は、カーブが多く歩道を持たない道路のため交通事故も多く、生活道路となっていることを考えると、交通安全面に大きな不安を抱えている。

主要地方道都留・道志線については、本村と都留市及び電鉄駅、中央自動車道都留 IC を連絡する幹線道路であり、冬期交通の円滑化が求められるなど、継続的に整備を要請することとし、これらに加えトンネル化及び歩道整備の促進や隣接地域との新たな連絡道路の開発などにより、交通ルートの多様化や都市部との交通時間の短縮を実現することが求められている。さらに、防災対策などの観点から、国道 413 号を補完する迂回ルートの整備が課題となっている。

村道については、真に生活道路として子供から老人まで村民の日常の暮らしを支える道路として役割を果たしているが、そのほとんどが幅員の狭い一車線道路であることから、村民の重要な生活路線として、用地の確保を図りながら一層の改良・舗装及び新設を進めることが必要である。今後、安全性、快適性を備えた美しい公共空間として改善を進めていく。

農林道については、未舗装の路線も多く、幅員の狭い一車線道路がほとんどであるため、生活道路としてのネットワーク化を推進するためにも一層の改善と新たな農林道の整備が必要となっている。また、村内には広域的な森林施業をするための林道が少なく、山頂付近まで森林整備を実施しに行くことのできる林道がなかった。そこで、山梨県営生活関連林道開設事業として昭和 58 年度より富士・東部（南）線の開設事業が開始された。平成 28 年度に道志工区の開設が終了し、数年後には大月市からの秋山工区と繋がるため、比較的広範囲にわたり森林整備が進むと思われる。また、林道の開設と並行して、森林整備の行き届いていない山林へ路網を整備することにより、さらに広範囲での森林整備を促進し、森林の多面的機能の保全、林業の活性化を図る。

公共交通は民間のバス路線に頼っているが、便数が少なく住民の移動手段としては不便を期している。なかでも高校生の通学事情においては、路線バスでの帰宅が出来ず、保護者が自家用車で迎えに行っている家庭が多くを占めており、保護者の負担の軽減と快適な通学の確保は喫緊の課題といえる。今後は、住民、来訪者の足を確保するため、地域間の広域的連携や鉄道及び高速バスとの接続を考慮し、バス路線の確保と増便等に対する働きかけを行う。

(2) その対策

- 1 国道 413 号の拡幅改良やトンネル化及び歩道整備の促進と、主要地方道都留・道志線の距離短縮と冬期交通の円滑化のための新トンネルの開設を要請する。
- 2 生活道路としてのネットワーク化を推進するため、村道、農林道の改良・舗装及び新設を計画的に推進する。
- 3 村道、農林道にある橋梁の点検診断を行い、必要に応じ補強補修、架け替え等を行い、安全に行き来できる道路網の整備を行う。
- 4 防災的視野から国道の迂回ルートを確保するなど、村道と農林道の一体性のある道路整備の促進をする。
- 5 生活圏の拡大を図るため、広域的道路は積極的に整備する。
- 6 主要な生活道路は二車線化を促進する。
- 7 農林道の舗装率を向上させ、土地の多面的有効利用を推進する。
- 8 路線バスの維持及び地域の実情に合った交通サービスの再編成を図る。
- 9 河川氾濫を未然に防ぐため、川底の土砂を計画的に取り除き、水害防止を図る。

(3) 事業計画（令和 3～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道 路	村道舗装	村	
		中入～小善地線		
		L= 80m W= 4.0m		
		七滝線		
		L= 500m W= 4.0m 未満		
		菜畑線		
		L= 500m W= 4.0m 未満		
		平久住線		
		L= 150m W= 4.0m 未満		
		ムジナ線		
		L= 400m W= 4.0m 未満		
		下向線		
		L= 500m W= 4.0m 未満		
村道改良	村			
大渡線拡幅				
L= 50m W= 4.0m				
西向線拡幅	村			
L= 200m W= 4.0m				
村道新設	村			

	橋 梁	村道橋梁耐震補強補修 村道橋梁点検診断 農道椿線樁大橋長寿命化修繕 農道大栗小善地線大栗橋長寿命化修繕 農道神地河原線大山橋長寿命化修繕 農道川原畑向支線 5 号線源橋長寿命化修繕	〃 〃 〃 〃 〃 〃	
	(2) 農 道	農道大栗下線新設 L= 40m W= 3.0m 農道大栗小善地支線 3 号 (改良・舗装) L= 20m W= 4.0m 村単土地改良事業 農道改良	〃 〃 〃 〃	
	(3) 林 道	林道改良事業 田代～椿線 (改良・舗装) 富士東部線 (改良・舗装) 道坂＝菜畑線 (改良・舗装) 竹之本線 (改良・舗装) 路網整備事業	〃 〃 〃 〃 〃	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	公共交通対策事業 路線バスの維持	〃	
	(10) その他	河川浚渫	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等に関しては、「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施する。

道路や橋梁等のインフラに関しては、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施し、長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減しつつ、健全な状態を維持していく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

今日、森林の売却や不在地主の増加、離農などに伴い森林や農地の荒廃がみられ、土地の適正な保全・管理に努めるなど、土地利用対策の強化が必要な状況となっており、緑と清流の定住基地の基盤となす生活関連の環境整備が、快適で豊かな村民生活を支えると共に地域の発展を促す大きな要因をなすものとなっている。

本村では、現在、湧水・表流水・地下水を水源とした簡易水道を供給している。しかし、降雨時や渇水時に水量・水質が大きく左右されることが多く、また、老朽化した既存施設の抜本的な改修が急務とされており、安全でおいしい水を安定的に供給する水道施設の整備を急ぐ必要がある。

本村の汚水処理については、現在、浄化槽整備推進事業により浄化槽の整備が行われている。近年、村民生活が日増しに都市化していくとともに、観光人口が年々増加傾向にある中で、村民生活に潤いとやすらぎをもたらしている道志川の環境悪化が心配されていたが、浄化槽の設置により改善されている。今後、豊かな緑や美しき清流を潤いとした生活環境を創出するためには、浄化槽での汚水処理が重要視されるため、今後も浄化槽の設置が重要である。

観光人口等の増加によってごみの排出量は増加傾向を示しており、今後は、観光客数や関連産業の育成に十分対応できる広域的なごみ処理システムの構築が求められている。また、増大するごみを見直し、その減量化を図るため、省資源・リサイクル活動が行われているが、さらに幅の広いリサイクル活動の推進や、自然循環を考えたごみの処理対策が重要な課題である。現在、し尿、ゴミについては、大月都留広域事務組合等に処理を委託している。また、廃棄物の不法投棄については、今後さらなる防止対策を講じていく必要がある。

消防救急体制については、都留市に事務委託し、都留市消防署道志出張所の常備消防職員、消防ポンプ自動車、救急自動車、指令車と都留市消防本部及び各車両等との交信に消防デジタル無線 1 基の体制で配置されている。消防団は全 6 分団で構成されており、各分団に小型動力ポンプ付積載車、デジタル無線機等が配備されている。近年、団員の入団が減少しているため、地域の有事の際には問題を抱えており、団員の確保対策や組織の活性化対策を実施し、より効率的な体制を確立していく必要がある。消防水利は、消火栓・防火水槽が村内各地に整備されているが、充足されていない一部の地域では、消火栓や耐震性貯水槽の整備、設備の老朽化による更新等が求められている。

救急体制については、村内医科診療所及び村外医療機関と連携を図った救急活動が行われている。近年、住民の高齢化や観光客の増加に伴う交通事故の多発など、救急自動車の出動回数が増えている。

防災体制については、地域防災計画に基づき、各機関の配備体制の整備、また、各避難所を中心とした備蓄物資の充実を図っているが、防災資機材などは僅かに整備されているだけで、本村の危険な地形条件、加えて想定される東海地震の地震防災強化地域に指定されている現況を考慮すると一段の備えが必要である。今後、自主防災組織の育成及び消防組織との連携防災訓練を充実すると共に、防災備蓄倉庫及び防災機材等の整備促進と一時避難施設の設置、避難路、避難地の防災対策の強化が重要である。

また、昨今の異常気象に伴う大雨や、今後危惧される南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震といった災害発生時に、災害対策本部設置や避難所の設営に伴う集会場の整備も必要とされている。

自然環境については、森林の多面的機能を発揮させるため、森林整備や保安林の維持管理等を行い、森林を保全するとともに、清らかな清流を維持するため、浄化槽の整備や河川清掃等に尽力し、水質を維

持・向上させ、豊かな自然環境を次世代へと繋げていくための施策が重要である。

(2) その対策

- 1 簡易水道の抜本的統合整備を促進する。
- 2 既存簡易水道の水源確保と老朽施設の改修を促進する。
- 3 污水处理施設である浄化槽の設置促進を図る。
- 4 廃棄物の不法投棄防止対策を講ずる。
- 5 消防ポンプ積載車の更新を促進するとともに、防災機器等の整備を促進する。
- 6 防災施設を整備し、救急防災体制の整備充実を図る。

(3) 事業計画(令和3～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	既存簡易水道改修整備事業		
		白井平給水区配水池整備	村	
		板橋・善之木給水区配水管整備	〃	
		板橋・善之木給水区新水源整備	〃	
		神地給水区浄水場施設整備	〃	
		長幡第1給水区配水管整備	〃	
		長幡第2給水区浄水場施設整備	〃	
		大室指給水区配水管整備	〃	
		久保・月夜野給水区新水源整備	〃	
	久保・月夜野給水区浄水場整備	〃		
	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽整備事業	〃	
	(5) 消防施設	消防団拠点施設(詰所・車庫)の整備	〃	
		小型動力ポンプ付積載車の更新	〃	
		耐震性貯水槽(60t)の更新	〃	
		消火栓の更新	〃	
		防災備蓄用品の更新	〃	
		衛星携帯電話の更新	〃	
		非常用発電装置の整備	〃	
		防災機材用倉庫	〃	
防災施設整備事業		〃		
(8) その他	一般廃棄物処理	〃		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等に関しては、「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施する。

上水道や浄化槽等のインフラに関しては、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施し、長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減しつつ、健全な状態を維持していく。

消防施設に関しては、住民の生活に欠くことのできない施設であるため、適切な維持・更新を図っていく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

高齢化の進行などにより福祉のニーズが増大しつつある今日、村民の参加による福祉活動は、これからの福祉社会づくりに欠かせない大きな力である。

本村では、社会福祉協議会が中心となって地域福祉推進事業を推進し、各種団体やボランティアグループの協力を得て在宅福祉活動などが行われており、令和 2 年度には地域住民の交流の場として「福祉交流センター」を整備し、社会福祉協議会が管理業務を担い、地域間交流や世代間交流を通じて住民同士が支えあう機会を創出している。また、平成 23 年度より「老人福祉センター」を通所介護所として、指定管理にしたことにより、様々なサービスを手厚く受けることができるようになったが、村民参加を基調とする、地域の実状にあったきめ細かな福祉活動の展開がより一層求められている。そのため今後は、地域福祉の推進体制を強化するとともに、村民の福祉の心を醸成し、ボランティアの確保と体制整備や地域福祉のネットワークづくりを進めるとともに、それぞれの役割を明確にし、連携を持った地域福祉システムを進める必要がある。また、各施設設備の老朽化によるサービスの低下を防ぐためにも、改修等の施設整備を促進する必要がある。

高齢者及び障害者等の福祉対策については、在宅の重度障害者に対する訪問審査やデイサービス、配食、理美容、紙おむつ支給などのサービス事業のほか、各種医療費や日常生活用具等整備資金などの貸与事務、在宅介助者への支援金の給付等を実施している。また、交流や健康づくりを通して、高齢者の認知症予防や介護度の軽減を図る介護予防事業の一環として、ふれあいサロン、運動教室、ウォーキング事業や音楽鑑賞や楽器演奏を行う音楽療法事業などを実施している。また、平成 23 年度には、告知端末機を利用した「にっこりコール」が開始され、高齢者世帯、独居老人や閉じこもり傾向にある高齢者、要介護者やその介助をする方々の日常生活で抱える心配事相談を受けるとともに、高齢者の安否確認や健康状態把握、服薬支援等を行い、安心して在宅で生活できる環境を整えている。「老人福祉センター」は、高齢者の増加や経年劣化による建物の老朽化に伴い、施設の整備・環境の改善が必要である。高齢者の増加、核家族化の進行等の要因によって高齢者の単身、夫婦世帯が増加しており、介護を必要とする寝たきり、虚弱、認知症高齢者も増加傾向にあり、家庭における介護の限界が危惧されている。このような状況の中で今後、さらなる福祉の向上を目指すことにより、明るく健康で活力あるむらづくりを行う。

児童福祉については、現在定員 40 名の村営保育所が 1 カ所あり、就学前の乳幼児を保育しているが、保育所への道路が狭く、送迎の際に危険が伴うことに加え、保育所周辺は急傾斜地の警戒区域に指定されている。今後は保育所の周辺整備を含め、安全で危険のない、保護者が安心して預けることのできる施設整備を検討していく必要がある。また、平成 29 年度には小中学校付近に放課後児童クラブの設置がされたが、核家族化や女性の社会進出などにより、さらに保育サービスの拡大等が望まれている。また、児童から老人までが憩える公園施設の設置も求められている。

母子、父子家庭に対しては、福祉や相談などを実施し、経済的・精神的負担の軽減を図るとともに、生活の支援を行っているが、今後とも、生活の支援を強化させていく必要がある。

(2) その対策

- 1 高齢者福祉施設の整備を促進する。
- 2 高齢者、独居老人、要介護者及びその介助をする方への生きがい対策と交流の場を作り、健康づくりを推進する。
- 3 ボランティアの確保とボランティア団体の体制整備を行い、ボランティアの推進を図る。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	老人福祉センター改修等整備 福祉センター設備整備	村	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	住民生活に光をそそぐ事業 にっこりコール 音楽療法事業	〃 〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等に関しては、「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施する。

「道志村福祉センター」に関しては、高齢化の進展等により福祉のニーズが増大する中で施設の重要性が増しているため、床面積等の縮減は行わず現状維持を図る。

子育て支援施設に関しては、全国的に少子化が進行する中で、子育て支援は本村にとっても大変重要な課題であり、このようなニーズの高まりを踏まえ現状維持を図る。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本村はもともと孤立的な立地条件から医療施設に恵まれず、村民生活の健康管理には不安を抱えていた。昭和 26 年に村営の内科診療所、昭和 51 年に歯科診療所が設置されそれぞれ医師 1 名の体制によって運営が行われ、平成 21 年度には内科、歯科診療所施設を新設し、初期的診療機能を果たす医療体制ができた。また、道路交通網やヘリポートの整備等により、近隣の中核病院の利用が容易になり、高度精密医療と救急医療を受けられる体制が確保され、住民の医療に対する不安は以前に比べて解消されつつある。今後は、医療機器等の近代化を進め、きめ細かで体系的な保健医療サービスが、適時適切に受けられるような体制づくりに努める必要がある。

高齢化の進展により今後ますます老年人口が増加し、伴って医療ニーズもその数を増してくるものと予想され、在宅医療や福祉との連携を図り、地域医療体制の確立や、緊急時における広域医療体制の一層の充実に努める必要がある。

毎年、各種検診・健康相談等を実施しているが、受診率はほぼ横ばい状態にあるため、さらに向上させなければならない。現在、人間ドックや健康診断への助成を行い、自己負担軽減による受診率向上を図り、病の早期発見・早期治療に努めるとともに、予防接種や医療費への助成事業も実施し、感染症予防や医療に対する負担軽減を図っている。今後も、予防事業をなお一層推進し、医療機関との連携強化や村民の健康意識の啓発に努めることが重要である。

(2) その対策

- 1 医療施設及び医療機材等の整備充実を図る。
- 2 救急医療体制の充実を図る。
- 3 医療に対する負担軽減の為に医療費の助成を行う。
- 4 医療機関との連携強化や村民の健康意識の啓発に努める。

(3) 事業計画（令和 3～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	内科診療所医療機器整備 歯科診療所医療機器整備	村 "	
	その他	医師住宅整備事業	"	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	その他	小児医療費助成事業	"	
		医師の確保	"	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等に関しては、「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施する。

「道志村国民健康保険診療所」、「道志村国民健康保険歯科診療所」に関しては、地域に密着した医療の拠点として、住民の生活に欠くことのできない施設であるため、床面積等の縮減は行わず現状維持を図る。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

小学校は平成 11 年に、中学校については昭和 49 年に統合され、各 1 校体制になっていたが、耐震性の問題や旧小学校周辺が急傾斜地の特別警戒区域、土石流の警戒区域に指定されているなどの要因により建て替え工事が行われ、平成 30 年度からは小中学校一体校舎となっている。小中学校ともに過疎化・少子化などにより児童生徒数が減少しているが、村では授業の補助をする教員を村費により配備し、また、外国人英語指導助手を事業導入し、教育環境の充実を図り、小規模校、少人数学級ならではの良さを活かした学校環境づくりに努めている。

現在、生徒の大部分は村外高校へ進学している。しかし、本村の立地条件等の事情から通学費は増大し、このことが教育費の増加となり少子化や家庭単位での村外移住の原因の一つとなっている。村では平成 8 年度から高等学校等就学助成事業を実施し父母に経済的助成措置を行っている。今後もこの事業を継続し、さらなる支援を検討・実施し、村外へ移住する家庭の減少を図る。

本村における生涯教育・生涯学習が、文化・スポーツなど幅広い活動によって培われ、明日を築く「人づくり」「文化づくり」の充実が図られてきた。現在、その活動の拠点となる水源の郷やまゆりセンターを中心として地区公民館等が村内各地に配置されており、各種団体によってさまざまな教室、大会等が開催されている。今後は、村民が人生の喜びのなかに生涯教育・生涯学習を取り入れ、自らの啓発とともに、社会への貢献命題に対して如何に活かされる指導を行うことが出来るかが重要である。

(2) その対策

- 1 教育効果の向上、施設の充実、学校運営の合理化等教育環境の整備充実を図る。
- 2 小中学校施設を整備し、より良い教育環境を作る。
- 3 小中学校の教育機材や人材を充実させ、教育体制の確立を図る。
- 4 高等学校等就学助成事業の継続を図る。
- 5 地区公民館等の施設の改修を促進する。
- 6 社会体育施設の整備促進を図る。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	非構造部材耐震化設計・工事	村	
	屋内運動場	非構造部材耐震化設計・工事	〃	
	給食施設	給食施設備品整備	〃	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館等改修整備	〃	
	体育施設	スポーツプラザ屋内プール改修整備	〃	
		社会体育施設長寿命化設計・工事	〃	
		社会体育施設非構造部材耐震化設計・工事	〃	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	高等学校等就学助成事業	〃	
		村単教員設置事業	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等に関しては、「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施する。

「道志小・中学校」に関しては今後、適切な維持・更新を図っていく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村は山間地域にあり、道志川及び国道 413 号線に沿う東西約 28 km に及ぶ範囲に 28 の集落が点在している。各集落は、地形や標高差など自然的条件によりそれぞれ独立性が強く、農林業を生業とし、生産の場であり生活の場であった時代には、共同作業も活発に行われていた。その後農林業が衰退し、交通条件が大きく改善され、生活と経済活動が広域化した今日、旧来からの共同化としての集落機能は次第に弱まり、若者の減少や個人的意識の定着も相まって、集落における連帯意識の希薄化とコミュニティの弱体化が進んできている。その結果、各集落における各種事業や高齢者等の地域生活の維持、地域防災対策などの問題が拡大しつつある。今後は、近隣社会における連帯感や相互扶助意識の高揚に努め、村民の生活意識の変化や高齢者・少子化など地域の状況を踏まえ、今日的視点に立ったコミュニティの再構築を進め、村の問題を村民が自らの問題として捉え、一致協力することが大切であり、そのためには、教育、福祉など村民一体の連帯感を体得させる方策が必要である。

住宅については、公営住宅 3 箇所と教職員住宅 1 箇所が整備され、その他については、一戸建ての持ち家住宅になっている。今日、若者の定住や都市部からの UJI ターンを促進するために、住宅の確保が課題となっていることから、若者などの住宅ニーズを把握しながら新たな住宅・宅地の供給に取り組む必要がある。

(2) その対策

- 1 村民の連帯感を高め、集落を基礎単位とするコミュニティの活性化の推進を図る。
- 2 むらづくりをリードする人材育成と主体的な村民活動を促進する。
- 3 若者の住宅ニーズを把握しながら新たな住宅の整備を行う。

(3) 事業計画（令和 3～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3) その他	村営住宅（若者定住促進住宅）建築	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等に関しては、「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施する。

村営住宅（道志村若者定住促進住宅）に関しては、若者の定住や UJI ターンを促進するために、住宅の確保が課題となっていることから、当該施設の適切な維持・更新を図る。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本村では、水源の郷やまゆりセンターを中心に、芸術文化に関する各種講座や文化講演会などを開催しており、各種サークルが活動を行っている。また、サークル活動の発表の場となる文化祭を開催しているが、芸術文化に対する村民の関心はスポーツなどに比べて低く、活動参加者も固定化しつつある。そのため今後は、芸術文化の鑑賞機会の提供や意識啓発を図り、村民の芸術文化に対する関心を高めるとともに、各種講座など活動参加機会の拡充や活動グループ・団体等の育成、活動発表機会の充実などに努める必要がある。

郷土芸能については、「東富士七里太鼓」「おきゅうだい」「お神楽」など、郷土伝統芸能として保存し、継承・活動の支援を行っている。村内のお祭りや音楽祭等で披露し、子どもから大人まで、広く親しまれている。しかし、若者が減少するとともに郷土文化に対する関心が低下しつつあり、民俗文化の継承や郷土芸能の後継者育成に努める必要がある。そのために、残された伝統文化を掘り起こし、保存継承し、そして新たな文化の創造へと発展する積極的な振興を図る。

文化財については、古い土器が出土している道志村では、古くから人々が生活し、多くの歴史遺産が存在することが考えられ、今後は、それらの調査を進め、適切な保護に努めるとともに、歴史や文化を活かした、うるおいのあるむらづくりを進める必要がある。

(2) その対策

- 1 文化活動への参加意欲の高揚に努め、各サークルへの支援とリーダーの養成や指導者の確保に努める。
- 2 地域性のある芸術文化事業を推進し、村民の芸術文化活動を推進する。
- 3 文化的活動の推進を図る。
- 4 伝統文化芸能の継承促進を図る。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	伝統芸能継承事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等に関しては、「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施する。

「水源の郷やまゆりセンター」や地区公民館では、各種団体によってさまざまな教室、大会等が開催されており、本村の生涯教育・生涯学習の中心的役割を担うとともに、地域文化の振興等のためにも欠かせない施設であるため、現状維持を図る。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

地球温暖化、海洋汚染など地球規模で大きな問題となっており、本村でも豊かな自然環境の下で環境負荷の少ない循環型のむらづくりを推進する必要がある。エコライフを実現するためにも、太陽光発電設備や木質バイオマスストーブ等のエコライフ施設整備導入に対し助成を行っていく必要がある。

(2) その対策

- 1 地球温暖化防止の向上に資することを目的として、エコライフ施設整備の助成を行う。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(3) その他	エコライフ推進助成	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等に関しては、「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適切に実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本村は、豊かな自然に恵まれ、青少年の非行を助長するような施設、広告物等は少ない状況にあるが、生活の広域化や情報の増大が進むなか、非行の未然防止と健全育成をめざし、青少年健全育成対策本部の推進員、育成会などが中心となり「ふれあいゲートボール大会」や親睦会、非行防止パトロールなどを実施している。また、小中学校では、花づくりや林業体験、空き缶の回収活動、福祉教育などを通じて、人と自然を愛する青少年の育成に努めるとともに、今後も、地域や家庭、学校が一体となった育成組織の確立に努め、地域に根ざした育成活動をさらに充実していく必要がある。

青少年の活動組織としては、育成会やスポーツ少年団などがあり、特にスポーツ少年団については各種大会に進出するなど活発な活動が行われている。今後は、子どもたちが利用しやすい活動施設の整備などを図り、子どもたちが主体となった各種活動を推進していくことが求められている。

住民数が減り、少子高齢化が進んでいく中で、村内各地にあった商店が徐々に減ってきている昨今、高齢者が自ら買い物に出向くことができない、いわゆる買い物弱者が増えてきている。また、若者の都市生活志向が進み、農山村における若者離れは深刻化しつつある。本村においても、少子化の進展と相まって若者の数は年々減少傾向にあり、適正な人口構成の維持や地域産業の活性化、集落機能の維持などを図る上で、若者の定住対策は多くの村民に望まれる重要な課題となっている。

これまで本村では、若者の定住を促進するため、道路などの生活基盤の整備を積極的に進め、近隣都市への通勤が可能となるなど定住条件は向上しているが、今後さらに若者のニーズを把握し、本村の遅れている地籍調査の実施や土地利用等の条例化促進を図り、生活環境の整備や若者などの住宅対策、雇用対策など多面的な対策を進める必要がある。また、若者の定住を考える上で結婚問題が大きな要因となっており、今後、郷土愛に満ちた魅力ある若者の育成に努めるほか、結婚適齢期の男女を対象とした交流企画の推進や結婚情報の収集および効果的な提供を図ることとする。

尚、様々な機会を通じて、女性の社会参加意識を啓発するとともに、各種団体等の役員や委員会・審議会などへの女性の登用を促進し、在宅高齢者世帯等への福祉対策や保育の充実など、女性の社会参加を促すための条件整備を進める必要がある。

(2) その対策

- 1 青少年組織の育成や組織活動支援の促進を図る。
- 2 交流事業や高齢者の支援を行い、世代を超えて暮らせるむらづくりを推進する。
- 3 男女それぞれの適性と能力を認めあい、女性が様々な分野で活躍するむらづくりを進める。
- 4 結婚情報の提供や交流企画の推進を図る。
- 5 地籍調査の実施と早期完了に努める。

(3) 事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地籍調査	村	
		結婚相談事業	〃	
		買い物ツアー	〃	
		お茶飲み会	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「道志村公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りながら、地域の活性化に資する事業を適切に実施する。

事業計画（令和3～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	<p>サテライトオフィス事業 サテライトオフィスを運営し、近年のワーケーション等の柔軟な働き方に対応するとともに、企業を誘致することにより、若者の就労場所の確保による定住対策を行う。</p> <p>移住支援センター運営 田舎暮らしに憧れはあるが、都市部との生活習慣の違い等により足らずさんでいる人に対し、歴史や習慣、祀りごとなどを説明し、不安を解消し、移住の後押しを行う。</p> <p>移住定住促進事業 移住希望者に対し、村のくらしや各種支援制度、住まいや仕事の紹介等「道志村でくらす」ことに対し、より具体的な情報提供や相談を行い、移住の実現に向けてサポートする。</p> <p>道志村情報館運営 常設の案内人を配置し、水源地として水源涵養林の大切さの周知や観光案内、田舎暮らしの紹介、カフェ運営などを行い、交流人口・移住者の増加に繋げる。</p> <p>空き家バンクの登録・利用促進 移住希望者等に空き家物件情報を提供し移住・定住に繋げる。</p>	村	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	<p>農業振興事業 中山間地域等直接支払交付金 耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため集落等への交付金を交付する。</p>	村	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

		<p>鳥獣害防止施設等設置補助</p> <p>深刻な鳥獣被害は、村が設置する鳥獣防護柵だけでは限界があり、個人の圃場を保護し、営農意欲の向上を図るため、個人で設置した防除ネット等に対する補助を行う。</p>		
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光		<p>道志村観光広報促進事業</p> <p>観光キャラバン事業</p> <p>道志村の魅力をアピールするために村内外で開催されるイベントに参加し、関係人や観光入込客数の増加を図る。</p> <p>ガイドマップ作成事業</p> <p>民宿・キャンプ場・飲食店等の観光施設、登山道、名所地等の情報を載せたガイドマップを作成（増刷・訂正等含む）し、観光案内への活用や観光入込客数の増加を図る。</p>	村	当該施策の効果は将来に及ぶ
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他		<p>道志村単独補助金事業</p> <p>商工会運営補助</p> <p>農商工に林業をプラスした連携事業の推進、山川等自然環境、農産物、伝統・文化等道志村の特性を活かした観光振興を中心とした産業振興の推進、活力のある企業づくり及びすまいづくりを図るために道志村商工会が行う活動に対して補助金を交付する。</p> <p>観光協会運営補助</p> <p>観光案内・宿泊案内の実施、体験学習の受入れ、観光PR活動、観光宣伝の一貫としてのイベントの開催等、観光振興のために道志村観光協会が行う活動に対して補助金を交付する。</p> <p>みなもと体験館 道志・久保分校運営補助</p> <p>木工や食体験、各種イベント等を通じて、道志村の歴史・文化生活に触れる機会を提供すると共に、体験学習に訪れる学校や各種団体、観光客を受け入れるために、道志みなもと体験館久保分校が行う活動に対して、補助金を</p>	村	当該施策の効果は将来に及ぶ

		<p>交付する。</p> <p>子ども農山漁村地域協議会運営補助 観光事業の振興、体験型観光の整備、地域資源の開発・利用を図り、経済活動の活性化や都市との交流を通じた活力ある地域づくりを推進するために道志子ども農山漁村地域協議会が行う活動に対して補助金を交付する。</p> <p>清流の花火大会開催補助 道志村の清流の魅力のPR及び交流人口増加の為の花火大会を実施するために、開催団体に対して、補助金を交付する。</p> <p>道志体験農園運営事業 遊休農地を活用した農園施設にて、農園を貸し出し、農業体験をする機会を通じて、関係人口の増加を図る。</p> <p>森林居住環境整備事業 木の駅運營業務委託事業 林業の活性化を図るため、木材集積場である「木の駅」に村内全域で放置されている間伐材を集積し、流通経路を拡大していく。</p>		
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>情報通信施設管理事業 住民への情報伝達やテレビ電話機能を用いた住民間交流促進を担っている、行政情報提供システム及び告知端末機の維持・管理を行うことにより、質の良い情報サービスを提供できる。</p>	村	当該施策の効果は将来に及ぶ
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>公共交通対策事業 路線バスの維持 生活交通路線を運行するバス会社に対して補助を行い、今あるバスの便数を確保する。</p>	村	当該施策の効果は将来に及ぶ
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	<p>住民生活に光をそそぐ事業 にっこりコール 情報告知端末機を利用して、高齢者の生活状況・健康状態の把握を行う。</p>	村	当該施策の効果は将来に及ぶ

及び増進		音楽療法事業 高齢者の認知症予防や介護度の軽減を目的として、音楽鑑賞や楽器演奏を行う。継続的に行うことによって効果を高めていく。		
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	小児医療費助成事業 0歳から満18歳までの医療費の助成を行い、健やかな成長に寄与するとともに、親の経済的負担を軽減し、一人でも多くの子どもが持てるよう支援する 医師の確保 村で医師を雇い、常駐してもらうことによって、緊急時の体制強化や村民の不安解消につながる。	村	当該施策の効果は将来に及ぶ
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	高等学校等就学助成事業 高校通学時にかかる費用の負担を行い、経済的支援を行うことによって、村外への移住軽減を図る。	村	当該施策の効果は将来に及ぶ
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	伝統芸能継承事業 高齢化により後継者育成が困難になる中、地域に根差した伝統芸能の継承は、集落を維持していくため必要不可欠であるため、地域や年齢、性別に捉われず村全体での継承活動に取り組む。	村	当該施策の効果は将来に及ぶ

<p>12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p>		<p>地籍調査 ニーズに応じた土地利用の促進を図るために地籍調査を進める。</p> <p>結婚相談事業 独身男女に出会いの場を提供し、結婚に向けたサポートを行う。パートナーとともに村内に定住してもらい、人口増加を図る。</p> <p>買い物ツアー 独居老人・高齢者世帯の買い物支援を地域住民の協力を得て行うことで、生活必需品・外出の機会の確保、精神活動の活性化を図り、より自立した健康的な生活の継続、地域力の向上を図る。</p> <p>お茶飲み会 高齢となっても安心して生活できるよう、月一回、住民有志主催により各地区で交流の場を作り、地域力の推進や保持、また、高齢者の孤立対策や認知症予防を図る。</p>	<p>村</p>	<p>当該施策の効果は将来に及ぶ</p>
-------------------------------	--	---	----------	----------------------